

Topics

中国税務最新動向

中国税務最新動向

中税諮詢集団 シニアパートナー 宋寧 著
ノベル国際コンサルティング パートナー 高木慎一 監修

☆交通運輸業及び一部現代サービス業における営業税から増値税への変更試行地域における増値税一般納税者資格認定に関する事項の公告（国家税務総局公告 2013年第28号，2013年5月31日発布）

《財政部及び国家税務総局による交通運輸業及び一部現代サービス業における営業税から増値税への変更試行地域に係る税収政策の全国展開に関する通知》（財税〔2013〕37号）、並びに《増値税一般納税者資格認定管理弁法》（国家税務総局令第22号）に基づき、営業税から増値税への税制改革（以下、「營改増」という）試行地域における納税者に係る増値税一般納税者資格認定に関して、以下の通り公告が発布された。

一、營改増試行地域の範囲に組み込まれた交通運輸業及び一部現代サービス業（以下、「課税サービス」という）の試行地域納税者は、本公告の規定に基づき増値税一般納税者資格認定手続きを行わなければならない。

二、本公告の第三条が規定する状況を除き、營改増試行実施前（以下、「試行実施前」という）の課税サービスに係る年間売上額が500万元を満たしている試行地域納税者は、国税主管税務機関（以下、「主管税務機関」という）にて増値税一般納税者資格認定申請を行わなければならない。

試行地域納税者の試行実施前の課税サービス年間売上額の計算式は以下のとおり。

$$\text{課税サービス年間売上額} = \text{連続12ヶ月を超えない期間の課税サービス営業額合計} \div (1 + 3\%)$$

現行の営業税規定により営業税を差額納税する試行地域納税者は、その課税サービス営業額を、控除前の営業額で計算する。

三、試行実施前に既に増値税一般納税者資格を取得しており、かつ課税サービスを兼業する試行地域納税者は、改めて認定の申請を行う必要はない。当該納税者に対しては、主管税務機関が《税務事項通知書》を作成し、送付をもって通知する。

四、試行実施前の課税サービス年間売上額が500万元に満たない納税者は、主管税務機関に増値税一般納税者資格認定を申請できる。

五、試行実施前において、試行地域納税者に係る増値税一般納税者資格認定の具体的な方法は、試行地域の地区省、自治区、直轄市、計画単列都市の国家税務局が国家税務総局令第22号及び本公告に基づき制定し、あわせて国家税務局に資料を提出する。

六、試行実施後において、試行地域納税者は国家税務総局令第22号及びその関連規定に従い増値税一般納税者認定の手続きを行わなければならない。營改増関連規定に基づき、売上額を確定するときに差額控除することのできる納税者は、その課税サービス年間売上額を控除する前の売上額に基づき計算する。

七、試行地域納税者が物品販売や労務（加工・修理・補修）サービスの提供と、課税サービスの提供とを兼業している場合、物品販売及び労務提供の売上額と、課税サービスに係る売上額を区分計算し、それぞれ増値税一般納税者資格認定基準を適用する。

八、試行地域納税者が増値税一般納税者資格を取得した後、増値税脱税、輸出税還付税の不正搾取、増値税控除証明偽造等の行為が発生した場合は、主管税務機関は6ヶ月以上の納税補導期間を設けて管理を行うことができる。

九、本公告は2013年8月1日より施行する。《国家税務総局による北京等8省市における営業税から増値税への変更試行地域における増値税一般納税者資格認定に関する事項の公告》（国家税務総局公告2012年第38号）は同時に廃止する。

Topics

☆営業税から増値税への変更試行地域の総機構及び分機構納税者における増値税納税申告に関する事項の公告（国家税務総局公告，2013年第22号，2013年5月7日発布）

《国家税務総局による〈営業税から増値税に変更する地域的施行期間の航空運輸企業増値税徴収管理暫定弁法〉発布に関する公告》（2013年第7号）の施行にあわせ、総機構及び分機構の納税申告に関する問題を解決するために、《国家税務総局による営業税から増値税への変更試行地域における総機構及び分機構試行地域納税者の増値税納税申告に関する事項の公告》（以下、「公告」という）が発布された。その解説は以下のとおり。

一、公告制定の背景と目的

営業税から増値税への変更（以下、「營改増」という）試行地域において、試行期間における総機構及び分機構の増値税納付に係る問題を解決するために、財政部及び国家税務総局は、《試行地域における総機構及び分機構納税者による増値税額計算に関する暫定弁法》（財税〔2012〕84号）、《試行地域における一部航空会社の総機構及び分機構納税者における増値税計算に係る暫定弁法に関する通知》（財税〔2013〕9号）、並びに《營改増の地域的試行期間における航空運輸企業に係る増値税徴収管理暫定弁法》（国家税務総局公告2013年第7号）を相次いで発布し、試行地域の総機構及び分機構納税者が一括して増値税を納税するための制度を設けた。しかしながら、未だ関連規定の統一が不十分であり、増値税の予納や一括納税申告を行う際に、申告書のフォームが異なることでデータ収集が不正確になっていたため、統一化及び規範化する必要があった。

二、公告の適用範囲

本公告は、財政部及び国家税務総局の批准後に、《試行地域の総機構及び分機構納税者における増値税計算に係る暫定弁法》（財税〔2012〕84号）の規定に基づき増値税納税額を計算する試行地域の総機構納税者（以下、「総機構」という）、及びその試行地域地区分支機構に適用される。

三、公告の主要内容

（一）総機構申告事項

1. 総機構は規定に基づき、一括して計算した総機構及び分機構の増値税課税売上額、売上増値税額、並びに仕入増値税額を、《増値税納税申告書（増値税一般納税者用）》（以下、「申告書主表」という）及び付属資料の対応欄に記入する。

2. 分機構が既に納付した増値税額、営業税額は、規定により総機構が一括して計算した増値税納税額より差し引くことが可能であり、その金額を申告書主表第28欄「分割予納税額」に記入する。当期に差し引くことができなかった部分は、翌期に繰り越して差し引くことができる。すなわち、分支機構が既に納付した増値税額及び営業税額が、総機構が一括計算した増値税額を超える場合、第28欄「分割予納税額」には控除可能金額を記入する。

3. 総機構は関連台帳を作成し、税額控除の状況を記録しなければならない。

（二）分機構申告事項

1. 試行地区分支機構は予納率で計算した増値税の課税売上額及び増値税額を、申告書主表第5欄「簡易徴収弁法課税売上額」及び申告書第21欄「簡易徴収弁法で計算した課税額」にそれぞれ記載する。

2. 《増値税納税申告書付属資料（一）》「簡易計算方法」の欄に「予納率」欄を加え、試行地区分支機構の増値税課税売上額、課税額を記入する。

3. 試行地区分支機構が物品販売と加工修理サービスを提供した場合は、増値税暫定条例及び関連規定に基づき、増値税課税売上額、売上増値税額を申告書主表及び付属資料の対応欄に記入する。

4. 試行地区分支機構の増値税額申告及び認証等の事項は、現行規定に基づき行う。当期の仕入増値税額を申告書主表及び付属資料の対応欄に記入し、そのうち総機構が一括計算した仕入増値税の額は《増値税納税申告書付属資料（二）》第17欄「簡易課税方法課税項目用」に記入する。

※本記事は、中国政府、国家税務総局及び地方税務局が発布した法律、政令及び通達に関して、中税諮詢集団（以下、「CTAC」といいます。）が作成・和訳したものを、ノベル国際コンサルティング（以下、「ノベル」といいます。）が監修したものです。概略的な内容を紹介する目的で作成したもので、記事中の見解や意見は著者個人のものであり、内容の正確性及び本記事内容に対する権限ある当局の認容を保証しません。また、CTAC及びノベルは本記事の情報を用いて行う一切の行為及びそれにより生じたいかなる損害にも何ら責任を負うものではありません。